

今年度の訪問介護報酬の改定（減額）を見直し、
持続的に訪問介護事業が行われるよう改善を求
める意見書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない。」「親を施設に入れざるを得ない。」など、3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことへの不安と抗議の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かせません。このままでは在宅介護がかなわず、「在宅放置」を招きかねません。

厚生労働省の調査をもとにした資料によると、訪問介護事業所の約4割が令和4年度以降3年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが、政府はこの現状を無視して、今回の改定で訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げました。

介護報酬は、介護保険から介護施設・事業者を支払われます。引き下げで、地域で訪問介護を支える小規模・零細事業所が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに令和5年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由に、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているもので、実態からかけ離れています。

訪問介護は、特に人手不足が深刻で利用者の求めに答えられていません。長年の給付費抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は、令和4年度で15.5倍と異常な水準です。

政府は、介護職員の処遇を改善した事業所に加算をつけると

していますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収になるだけです。加算も不十分で、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の改定では介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを令和6年度に月約7,500円、令和7年度に月約6,000円を見込んでいます。しかし、数字の根拠が明確でないうえ、仮にこの賃上げがされたとしても、これでは介護人材の確保は困難です。

よって、政府及び国会におかれましては、持続的に訪問介護事業が行われることの重要性に鑑み、訪問介護報酬の改善を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月2日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて